

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のように定めるものとする。

令和元年九月十八日提出

岐阜県知事 古田 肇

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(岐阜県立自然公園条例の一部改正)

第一条 岐阜県立自然公園条例(昭和三十九年岐阜県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項第一号中「成年被後見人又は被保佐人」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 心身の故障によりその認定関係事務を適確に行うことができない者として規則で定める者

第十二条第三項第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
第十六条第二項中「第四号」を「第五号」に改める。

(岐阜県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第二条 岐阜県心身障害者扶養共済制度条例(昭和四十五年岐阜県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項各号を次のように改める。

一 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第九条第五項中「いたった」を「至った」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条

第六項第一号中「いたった」を「至った」に改める。

(岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部改正)

第三条 岐阜県使用済金属類営業に関する条例(平成二十五年岐阜県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第四条第四号中「第九号」を「第十号」に改め、同条第五号中「第八号」を「第九号」に改め、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「第九号」を「第十号」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 心身の故障により使用済金属類取引業者の業務を適正に実施することができない者として公安委員会規則で定めるもの

(岐阜県風俗案内業の規制に関する条例の一部改正)

第四条 岐阜県風俗案内業の規制に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第五条第七号中「第五号」を「第六号」に改め、同号を同条第八号とし、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 心身の故障により風俗案内業の業務を適正に実施することができない者として公安委員会規則で定めるもの

第八条第二項第一号中「第五号まで」を「第四号まで又は第六号」に改め、同項に次の一号を加える。

四 心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者として公安委員会規則で定めるもの

(岐阜県職員退職手当条例の一部改正)

第五条 岐阜県職員退職手当条例(昭和二十八年岐阜県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。)」を削る。

(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第六条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十二年岐阜県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第四項中「、若しくは失職し」を削る。

第二十四条第二号中「(同法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二十五条第一項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第二項第一号イ中「、若しくは失職し」を削る。

第二十八条第五項中「の定める」を「で定める」に、「従い」を「より」に改め、同条第七項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、「は、当該各項の」を「に、それぞれ第二項、第三項又は第五項の規定の」に改める。

(岐阜県職員等旅費条例の一部改正)

第七条 岐阜県職員等旅費条例(昭和三十二年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三項中「第十六条第二号から第五号まで」を「第十六条各号」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第五項中「。以下本条において同じ」を削り、同条第六項中「者」の下に「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)」を加える。

(岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第八条 岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年岐阜県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第九項中「及び前二項」を「並びに第六項及び第七項」に改める。

第五条第一項及び附則第四項中「、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。ただし、第八条の規定は、令和二年四月一日から施行する。

(行政庁の行為等に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、この条例による改正前の条例の規定に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 施行日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第三十七号)第四十四条の規定による改正前の地方公務員法(昭

和二十五年法律第二百六十一号。以下「旧地方公務員法」という。）第十六条第一号に該当して旧地方公務員法第二十八条第四項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第六条の規定による改正後の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第二十三条第一項及び第四項、第二十四条第二号（同条例第二十五条第五項及び第二十八条第八項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項及び第二項第一号イ並びに第二十八条第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提 案 説 明

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に鑑み、成年被後見人等に係る欠格条項を削除する等のため、この条例を定めようとする。